

# 学校法人純美禮学園役員報酬規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、学校法人純美禮学園の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

**第2条** 常勤役員のうち専任である者（次条に定める者を除く。）の報酬は、俸給及び手当とする。

- 2 俸給の額は、国家公務員に対する「一般職の職員の給与等に関する法律別表第11指定職俸給表」に定めるところに準じて、理事会において決定する。
- 3 手当は、学校法人純美禮学園職員給与規程に準じて支給する。

**第3条** 常勤役員のうち職員と兼務である者には、報酬を支給しない。

(非常勤役員の報酬)

**第4条** 非常勤役員の報酬については、理事会において決定する。

## 附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。